

information

人口・世帯数

現住人口 6,12.1現在(前月比)
●人 □ 72,007人(△46人)
男 35,398人(△24人)
女 36,609人(△22人)
●世帯数 28,030世帯(△3世帯)

生活ダイヤル

●防災行政無線音声ガイドサービス
📞0120(110)636
●休日夜間急病診療所 📞(76)2980
●福島県こども救急電話相談
短縮ダイヤル #8000
固定電話など 📞024(521)3790
●救急病院
公立岩瀬病院 📞(75)3111
須賀川病院 📞(75)2211
池田記念病院 📞(75)2165
●須賀川消防本部 📞(76)3111
●消防情報センター 📞(76)8181
●児童虐待防止相談室 📞(88)8115
●水道お客様センター 📞(63)7111

高齢者の皆さんの総合相談窓口

●中央地域包括支援センター 📞(88)8215
●西部地域包括支援センター 📞(75)3222
●東部地域包括支援センター 📞(79)1551
●長沼・岩瀬地域包括支援センター 📞(67)3113

今月の納付 納期限2月28日(金)

●固定資産税 4期分
●国民健康保険税(普通徴収) 8期分
●介護保険料(普通徴収) 8期分
●後期高齢者医療保険料(普通徴収) 7期分

今月の休日納税相談窓口開設

●日時 2月23日(日)
午前9時～午後4時
●場所 収納課

市民提案制度

「市政情報」の「ご意見・提案」ページから送信



市民提案制度

「カタログポケット(無料アプリ)」

アプリ内で「須賀川市」を検索。外国語での広報紙音声読み上げ機能などもあります。



カタログポケット紹介



ULTRAFM
周波数 86.8MHz



インターネットラジオ

市政情報番組を放送中

市役所かわら版(各5分間)
月～金 7:30～/12:30～/17:40～
土・日 7:55～/11:40～/17:40～
すかがわシティインフォメーション
(各10分間) 11:30～/17:30～

廃車と名義変更の手続き

原動機付き自転車(バイク)や軽自動車などを廃車や譲渡したときは、4



月1日までに手続きをしてください。
手続きをしないと、1年分の軽自動車税が課税になります。

手続き場所

▶125cc以下の原動機付き自転車と農耕用などの小型特殊自動車 税務課、長沼・岩瀬・杵衝各市民サービスセンター
▶125ccを超えるバイク 東北運輸局福島運輸支局(福島市吉倉字吉田54)📞050(5540)2015
▶軽自動車 軽自動車検査協会福島事務所(福島市吉倉字谷地18-1)📞050(3816)1837

※郡山自家用自動車協会(郡山市香久池2-16-6)📞024(922)1567では、有料で手続きの代行をしています。



軽自動車、二輪の小型自動車の申告

注意事項 ●譲渡の手続きを新所有者に依頼したときは、その手続きが完了していることを確認してください ●車両をリサイクルまたは処分するときは、必ずナンバーを返却して廃車の手続きをしてください

📞税務課📞(88)9124

貯水槽は日頃から管理を

水圧が不足する3階建て以上の建物や一時的に大量の水を使用する建物などでは、水道水を一時的に受水槽にため、ポンプで屋上などにある高置水槽にくみ上げてから、各部屋に給水しています。この受水槽や高置水槽を一般的に「貯水槽」と呼びます。

貯水槽の管理は、建物の設置者や所有者などが行うことになっています。経過年数とともに劣化し、漏水などのトラブルが発生しやすくなります。安全で安心な水の確保のため、貯水槽を定期的に点検・清掃しましょう。

📞水道施設課📞(63)7131

環境審議会委員を募集

🗨️市内在住の18歳以上の人(高校生を除く)
※市が設置するほかの公募委員に委嘱されている人、市税などを滞納している人を除く



📋2人(定員超過のときは選考)
任期 委嘱の日から2年間
🗨️市の環境政策について審議を行う



環境審議会委員の募集

📝応募用紙(環境課に設置または市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入の上、市の環境政策に関する意見・提言(800字程度)を添えて、環境課に提出(郵送可)

宛先 〒962-8601(住所記載不要)環境課

募集期間 2月3日(月)～28日(金)
📞環境課📞(88)9130

所得税などの確定申告

🕒2月17日(月)～3月17日(月)午前9時～午後4時
※土・日曜日、祝日を除く
📍労働福祉会館
※駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

🗨️来場者がスマートフォンなどを操作して、オンラインで申告書を作成

注意事項

▶入場には整理券が必要です(整理券の配布状況により、後日の来場をお願いすることもあります)

※整理券は、国税庁公式LINEでの事前発行、または当日の会場配布があります。

▶須賀川税務署に申告書作成会場は設けません

🗨️国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、オンラインでの申告が便利です。24時間利用でき、e-Taxで送信できます。

また、動画で入力方法が確認できます。

📞須賀川税務署📞(75)2194



国税庁公式LINE



国税庁ホームページ



動画で見る確定申告

粗大ごみの出し方

家庭から出る粗大ごみ(1番長い辺で60cm以上のもの)の出し方は次のとおりです。



粗大ごみの収集

📍須賀川地域 戸別収集
▶環境課に事前予約が必要(電話または市公式LINEから予約)



市公式LINE

※電話での受付時間は午前8時30分～午後5時15分

▶一度に出せるのは1世帯3個まで
📍長沼・岩瀬地域 戸別収集またはごみステーション収集(月1回)
▶戸別収集 須賀川地域と同様の収集方法(月1回)

▶ごみステーション収集 紙に行政区・氏名を書いて粗大ごみに貼り、決められた日時に出す(ごみ収集カレンダーで確認)

出せないごみ

▶家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)は、家電小売店に処分を依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入後、指定引き取り所の釜屋リサイクルセンター(鏡石町成田東9)📞0248(92)3877に自分で搬入
▶事業系(事務所、商店、工場、農業など)の一般廃棄物は、須賀川地方衛生センター📞(73)4515に自分で搬入(有料)するか、処理業者に依頼
▶消火器、ガスボンベ、バイク、自動車部品などは、販売店や処理業者に依頼

📞環境課📞(88)9129

県の最低賃金が変わりました

最低賃金は、常用・臨時・パート・タイマー・アルバイトなどの名称にかかわらず、全ての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

詳しくは、福島労働局ホームページ「特定最低賃金一覧」をご覧ください。



特定最低賃金

📞福島労働局賃金室📞024(536)4604

📞須賀川労働基準監督署📞(75)3519

東日本大震災犠牲者の追悼

3月11日(火)に、東日本大震災発生から14年を迎えます。

震災で犠牲となられた人に哀悼の意をささげるため、防災行政無線でお知らせをします。黙とうをささげられますようお願いします。

🕒3月11日(火) 午後2時46分
📍社会福祉課📞(88)8111

市民交通災害共済に加入を

年間1人500円の掛け金で、国内の交通事故による災害の程度に応じて、見舞い金を給付します。

🗨️市内に住民登録をしている人
※3月31日(月)までに市外へ転出する人は加入できません。

📅共済期間 4月1日～令和8年3月31日(途中加入も可)

📝申込用紙(市民安全課に設置または居住地区の嘱託員などが配布)に必要な事項を記入の上、会費を添えてお申し込みください。



市民交通災害共済

※申し込み用紙の郵送は行いませんのでご了承ください。

📅受付開始日 3月3日(月)
📍市民安全課📞(88)9128

3月1日～7日は
春季全国火災予防運動

住宅用火災警報器は、火災からあなたと大切な家族の命を守ります

住宅用火災警報器は、火災の煙または熱を感知して警報する機器です。火災による死者の半数以上は、逃げ遅れが原因です。あなたの命、大切な家族を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器は、設置してから10年を目安に交換してください。古くなった警報器は、煙などを感知・警報しないことがあるため、火災に早く気付くことができません。月に1回、作動点検をしましょう。

須賀川消防署では「住宅用火災警報器相談窓口」を設置しています。お気軽にお問い合わせください。
📍須賀川消防署📞(76)3197

みんなで考えよう
2月7日は「北方領土の日」

毎年2月と8月は、北方領土返還運動全国強調月間です。

国民一人ひとり、特に若い世代の関心と理解を深めるため、強調月間に合わせた国民運動への、ご理解とご協力をお願いします。

📍市民安全課📞(88)9128

市からの支払日(定期送金日)が変わりました

毎月10日、20日、月末の月3回の定期送金日を1月から毎週水曜日に変更しました。

また、支払い件数が1件のみのときは、振り込みはがきを郵送しますのでご了承ください。

📍会計課📞(88)9161

社会保険料の控除証明書を郵送

令和6年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。控除を受けるには、控除証明書の添付が必要です。

🗨️▶令和6年1月1日から9月30日までに納付した人 令和6年11月上旬に郵送済

▶令和6年10月1日以降に初めて納付した人 2月上旬に郵送
※家族の国民年金保険料を納付したときも、申告者本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛ての控除証明書を添付の上、申告してください。

📍郡山年金事務所📞024(932)3434
ねんきん加入者ダイヤル📞0570(003)004